

参考資料 2

A 「統計法第十九条～二十二条」

○統計法第二十八条第一項及び同法第三条の規定に基づく疾病、傷害

及び死因に関する分類

〔平成二一年三月一一日
総務省告示第百七十六号〕

- (1) 疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表
第一章 感染症及び寄生虫症
腸管感染症 (A00-A09)
A00 コレラ
A00.0 コレラ菌によるコレラ

）中略

統計法（平成十九年法律第五十二号。以下「法」といへ。）第二十八条第一項及び附則第三条の規定に基づいて、法第二条第九項に規定する統計基準として、疾病、傷害及び死因に関する分類を次のよう定め、平成二一年四月一日から施行し、同日以後に作成する公的統計（法第二条第三項に規定する公的統計をいう。）の表示に適用する。

平成六年総務省告示第七十五号は、平成二一年三月二十一日限り廃止する。

- 1 統計基準の名称 疾病、傷害及び死因の統計分類
- 2 疾病、傷害及び死因の統計分類を設定する目的
- 3 公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合において、当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とする。
- 4 3 分類表

第一章 第二編 統計一般（統計法第二十八条第一項及び同法第三条の規定に基づく疾病、傷害及び死因に関する分類）

(2) 疾病分類表

疾病分類表（大分類）

第一章

第二節

統計一般

（統計法第二十八条第一項及び附則第三条の規定に基づく死因に関する分類）

分類名	基本分類コード
a-0100 感染症及び寄生虫症	A00-B99

（中略）

a-2220 その他の特殊目的用コード	U00-U99 の残り
---------------------	-------------

疾病分類表（中分類）

統計一般

分類名	基本分類コード	大分類コード
b-0100 感染症及び寄生虫症	A00-B99	a-0100

（中略）

b-2220 その他の特殊目的用コード	U00-U99 の残り	a-2220
---------------------	-------------	--------

疾病分類表（小分類）

統計法第二十八条第一項及び附則第三条の規定に基づく死因に関する分類

分類名	基本分類コード	中分類コード
c-0100 感染症及び寄生虫症	A00-B99	b-0100

（中略）

c-2220 その他の特殊目的用コード	U00-U99 の残り	b-2220
---------------------	-------------	--------

(3) 死因分類表

統計法第二十八条第一項及び附則第三条の規定に基づく死因、傷害

分類名	基本分類コード
01000 感染症及び寄生虫症	A00-B99
01100 腸管感染症	A00-A09
01200 結核	A15-A19

（中略）

22000 特殊目的用コード	U00-U99
----------------	---------

22100 重症急性呼吸器症候群 [S U04 A R S]	
-----------------------------------	--

22200 その他の特殊目的用コード	U00-U99 の残り
--------------------	-------------

4 疾病、傷害及び死因の統計分類の適用に当たって留意すべき事項

疾病、傷害及び死因の統計分類の適用に当たっては、前項の分類表の各表の分類項目を集約し、又は細分することができる。ただし、同項の分類表の各表の最大分類項目及び異なる最大分類項目に属する下位分類項目は、集約することができない。